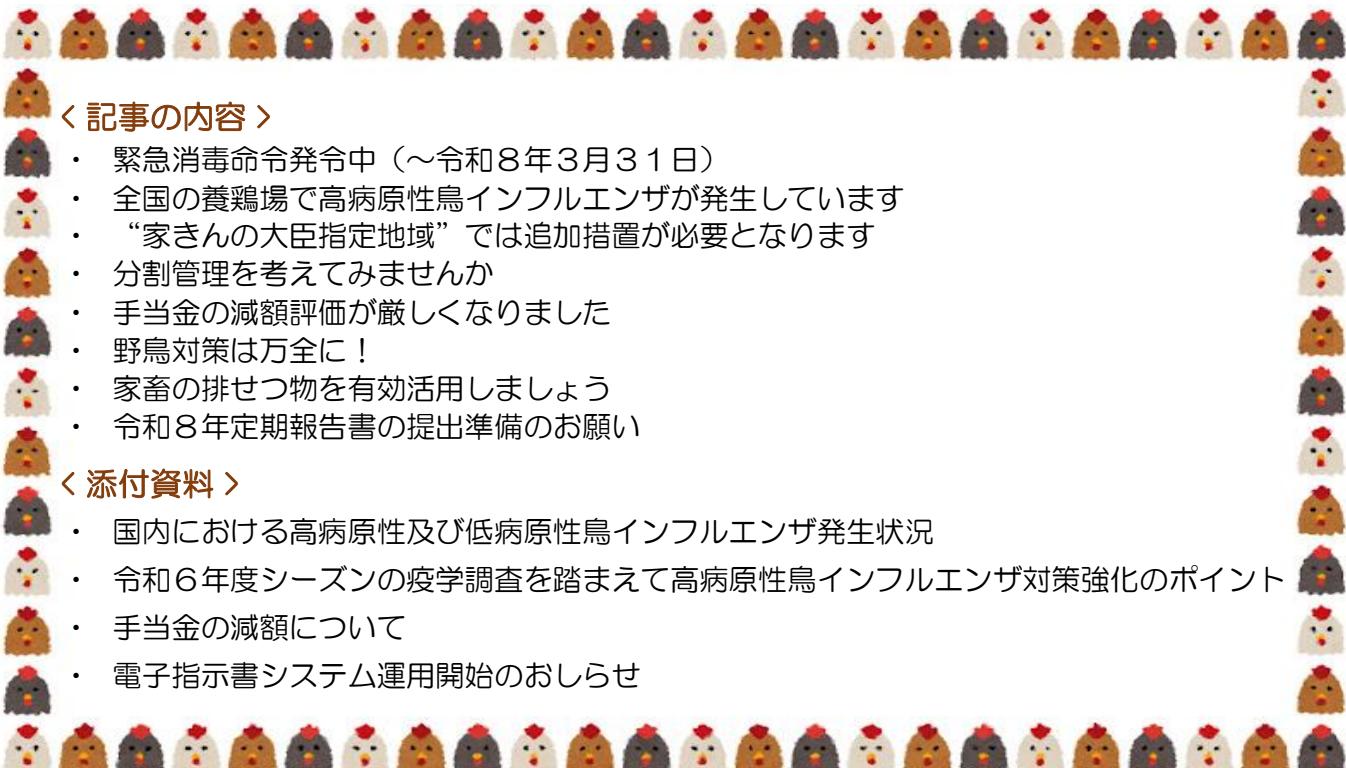


# ～やえがさたより～

令和7年12月号



## ＜記事の内容＞

- ・緊急消毒命令発令中（～令和8年3月31日）
- ・全国の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しています
- ・“家きんの大臣指定地域”では追加措置が必要となります
- ・分割管理を考えてみませんか
- ・手当金の減額評価が厳しくなりました
- ・野鳥対策は万全に！
- ・家畜の排せつ物を有効活用しましょう
- ・令和8年定期報告書の提出準備のお願い

## ＜添付資料＞

- ・国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況
- ・令和6年度シーズンの疫学調査を踏まえて高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント
- ・手当金の減額について
- ・電子指示書システム運用開始のおしらせ

## ◆◆緊急消毒命令発令中（～令和8年3月31日）

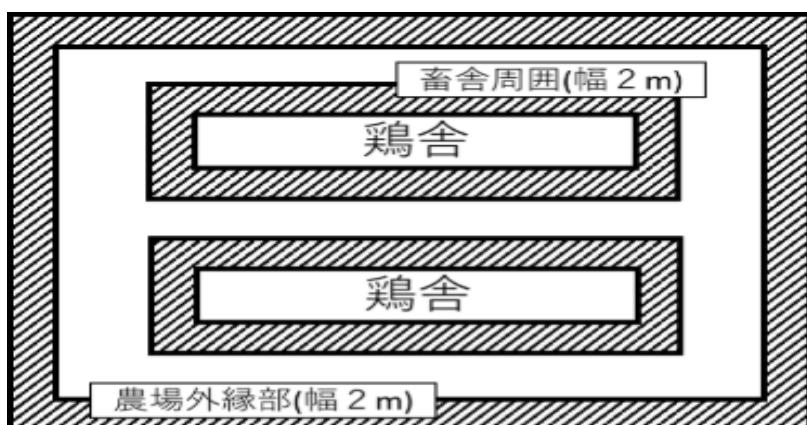
11月10日付群馬県告示により、消毒の実施を命令しました。消石灰の散布を引き続きお願いします。

☆畜舎周囲と農場外縁部は2m以上の幅で地面が白く覆われるよう石灰散布してください。

（散布の目安：2m幅の場合、1袋で約15m）

☆繰り返し雨や水に濡れた状態や野外散布後1週間程度で消毒効果が減少するため、定期的に散布をお願いします。

☆消石灰は強アルカリ性なので、マスク・手袋を着用して散布してください。



## ◆◆全国の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生しています

令和7年 10月 22日に北海道内の採卵鶏飼養農場において、今シーズン初発となる高病原性鳥インフルエンザが発生しました。その後、新潟県、宮崎県、鳥取県、兵庫県、岡山県、京都府、茨城県と12月25日時点で10例の発生が確認されました。本県においても発生リスクが非常に高くなっています。養鶏農家の皆様におかれましては、改めまして飼養衛生管理基準を再徹底いただきとともに、家きんに異状がみられた場合は、速やかに家畜保健衛生所まで連絡いただきますようお願いします。

また、全国各地で野鳥での本病感染例が数多く確認されており、12月24日時点で10道県61事例が確認されています。群馬県においても高崎市の野鳥で感染が確認されました。全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっています。農場敷地内や鶏舎周囲が野鳥の糞便に含まれる本病ウイルスに汚染されている可能性が高いことを認識して下記項目の確認をお願いします。

- 家きんの異常を早期に確認できる体制が整っている
- 車両のタイヤや長靴の消毒に十分な広さの石灰帯を作っている
- 農場外縁や鶏舎周囲を消石灰により消毒している
- 農場に出入りする車両の消毒を徹底している
- 農場に出入りする人の手指消毒、靴や衣服の着替えを徹底している
- 長靴の消毒の際には、汚れを落としてから実施している
- 消毒薬は十分な濃度のものを使用し、最低1日1回交換している
- 交差汚染を防ぐため、鶏舎内外で使用する長靴の動線が交わらない
- 鶏舎内に出入りする人の手指消毒、靴や作業着の着替えを徹底している
- 鶏舎の壁や防鳥ネット等を点検・修繕し、野鳥やねずみ等野生動物の侵入防止策を講じている
- 堆肥舎の防鳥ネット設置、鶏舎周囲の枝払い、ため池の水抜き・テグス張り等野鳥の誘引を防止している
- ウィンドウレス鶏舎では、入気口のフィルターや不織布設置、細霧装置による塵埃対策を実施している

## ◆◆ “家きんの大臣指定地域” では追加措置が必要となります

令和8年1月1日から、家畜伝染病のリスクが高いとおもわれる地域を農林水産大臣が指定する、大臣指定地域制度が開始されます。指定地域内の農場では、飼養衛生管理基準により下記の追加措置が必要となります。対策内容については、別添の「高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント」も併せてご確認ください。なお、大臣指定地域内の該当する農場には、既に「大臣指定地域のお知らせ」というリーフレットを送付しております。

### 1 緊急消毒に備えた消毒等の備蓄

☆大臣指定地域内で鳥インフルエンザが発生した場合、該当農場へ消毒命令等が発出されます。迅速な対応のため、予め消毒薬や塵埃対策設備をご用意ください。  
(消毒薬備蓄量の目安：最低限1回家きん舎周辺に動力噴霧器等で散布できる量)

### 2 農場周辺でも野鳥対策

☆農場内の野鳥の誘引対策のほか、農場周辺の野鳥の生息状況を把握しておく必要があります。  
(例：農場上空にカラスが飛来している、周辺の木に集まっている)  
また、野鳥の追い払いなど大臣指定地域内の野鳥誘引防止対策の検討を実施してください。

### 東部管内の大臣指定地域

#### 桐生市：

新里町奥沢、新里町関、新里町高泉、新里町山上、新里町小林、新里町新川、新里町赤城山、新里町大久保、新里町鶴ヶ谷、新里町板橋、新里町武井、新里町野、川内町四丁目、相生町

#### 太田市：

世良田町、阿久津町、小角田町、大館町、二ツ小屋町、新田下田中町、徳川町、安養寺町、亀岡町、山之神町、出塚町、新田花香塚町、新田権右衛門町、新田高尾町、新田上中町、新田上田中町、新田早川町、新田多村新田町、新田大根町、新田大町、新田萩町、新田溜池町、新田市町、前島町、大久保町、大原町、粕川町、武藏島町、六千石町、藪塚町

#### みどり市：

笠懸町阿左美、笠懸町久宮、笠懸町鹿、笠懸町西鹿田、大間々町塩原、大間々町下神梅、大間々町桐原、大間々町高津戸、大間々町浅原、大間々町大間々

## ◆◆分割管理を考えてみませんか

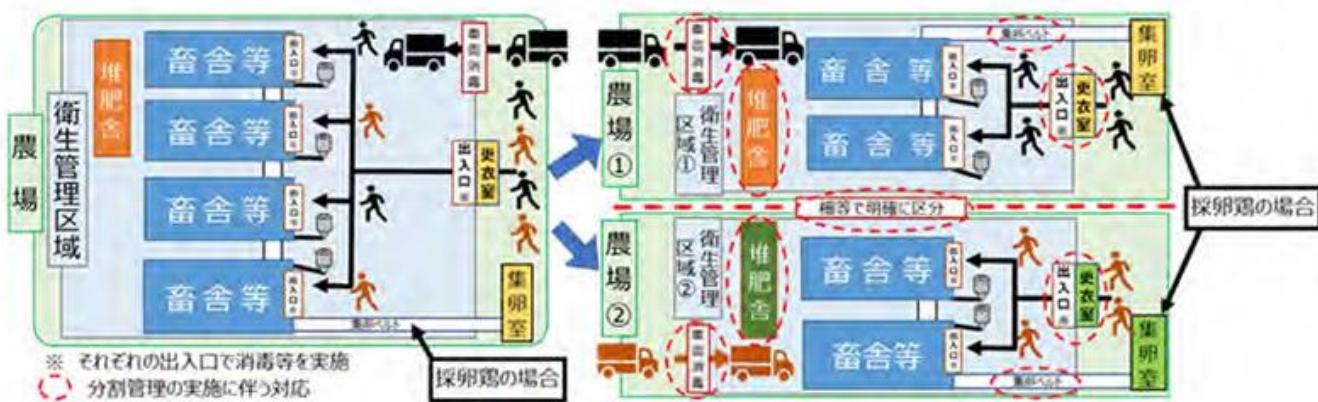
毎年、最新鋭の鶏舎で大規模に鶏を飼養する農場でも HPAI が発生しています。分割管理をしていなかったから全羽殺処分、分割管理をしていたから一部の殺処分で済んだ事例が報告されています。今すぐ分割管理はムリ！！とは思いますが、考えるだけでもしてみませんか？分割管理の大きなポイントは

1：飼養衛生管理区域の分割

2：人、物の分割

3：堆肥舎等の分割

です。1⇒2⇒3の順にハードルが高くなるとは思いますが、まずは1から考えてみませんか？農場平面図に線を引くことから始めてみてください。また、20万羽以上を飼養する特に大規模な農場は分割管理の導入を検討することが飼養衛生管理基準として追加されました。家畜保健衛生所でも相談を受付けております。また、毎年年末に国からの補助金募集もありますが、募集期間が非常に短いため、補助を希望する方は、早めの準備が必要です。



## ◆◆手当金の減額評価が厳しくなりました

これまで、疾病発生(口蹄疫・豚熱・高病原性鳥インフルエンザ)農場において、飼養衛生管理基準の不遵守・早期通報違反・虚偽報告等、発生やまん延防止措置に必要な措置を講じなかった場合、手当金等が減額されていました。これまでの豚熱発生事例では減額率は2~33%でしたが、減額率に上限はありません。また、令和7年10月以降、飼養衛生管理基準の不遵守や早期通報違反について、より厳しく評価されます。

・早期通報の実施状況はより重視されます。

・記録の備え付け等早期通報が果たされれば相対的に重要度の下がる項目については、比較的影響を小さく勘案

・飼養衛生管理基準の連続不遵守項目をより重視

定期報告・一斉点検等で連続的に不遵守項目がある場合、家畜保健衛生所の指導に従わない場合は手当金の減額率が上がる可能性があります。今後も飼養衛生管理基準の遵守に努めてください。

## ◆◆野鳥対策は万全に！！！

今シーズン鳥インフルエンザが発生した農場で、農場周囲に渡り鳥が飛来する水場やカラスが集まる森がある等の特徴が認められています。農場内への野鳥・野生動物の侵入は、鳥インフルエンザの感染リスクを高めます。破卵や餌こぼれの放置はないか、防鳥ネットの穴や集卵ベルトが侵入経路となっていないか、**野鳥の誘引対策と侵入防止対策をいまいちどご確認ください。**また、**農場周辺でカラス等野鳥の死体が確認された場合はウイルス侵入リスクが最大限に高まっていると考え、徹底的な農場内の消毒をお願いします！！**

## ◆◆家畜排せつ物を有効活用しましょう

### ☆堆肥作りのコツ！

1. 堆肥化前に水分調整！
2. 発酵温度60度以上＆2日間以上持続！
3. 発酵後の水分率を50%以下に！

### ☆ニーズにあった形態で！

製造コストが抑えられる  
機械散布できる  
庭先で使いやすい  
**バラ堆肥**  
**ペレット堆肥**  
**袋詰め堆肥** など

- ・堆肥を販売・譲渡する場合は特殊肥料の製造と販売の届出が必要です。
- ・その他、安全・安心に取引するために、定期的な成分分析を行いましょう。

## ◆◆令和8年定期報告書の提出準備のお願い

家畜伝染病の発生予防やまん延防止対策を図るため、家畜を飼養する全ての所有者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を知事あてに報告することが義務付けられています。令和8年1月末頃に通知を発送予定ですので、書類提出の準備をお願いします。

なお、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した手続きも可能となっていますので、期限までにどちらかの方法で報告をお願いします。



### 《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課あて連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）

〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3

電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

※「やえがさだより」は、後日群馬県ホームページにも掲載します。ご活用ください。

※畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

## 令和7年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和7年12月24日17時現在)

## ○野鳥 1道10県61事例

※詳細は環境省HP参照 [https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

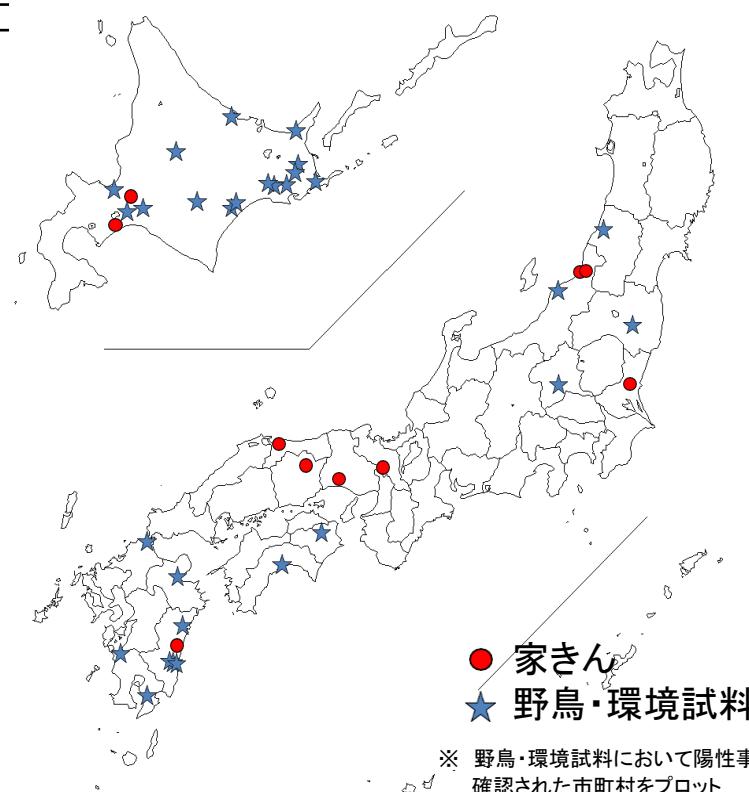
検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
1 北海道苫小牧市	10/15	オオタカ	HPAI	H5N1
2 宮崎県日南市	10/22	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
3 北海道根室市	10/23	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
4 北海道浦幌町	10/25	タンチョウ	HPAI	H5N1
5 北海道千歳市	10/23	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
6 宮崎県延岡市	10/27	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
7 北海道根室地域	10/27	シマフクロウ	HPAI	H5N1
8 北海道標茶町	10/30	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
9 北海道鶴居村	10/31	タンチョウ	HPAI	H5N1
10 北海道中標津町	10/30	タンチョウ	HPAI	H5N1
11 山形県三川町	11/5	ノスリ	HPAI	H5N1
12 鹿児島県出水市	11/3	環境試料(水)	HPAI	H5N1
13 鹿児島県出水市	11/3	環境試料(水)	HPAI	H5N1
14 北海道標茶町	11/2	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
15 北海道浦幌町	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
16 北海道斜里町	11/2	オジロワシ	HPAI	H5N1
17 北海道別海町	11/4	ハクチョウ類	HPAI	H5N1
18 宮崎県宮崎市	11/5	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
19 宮崎県日南市	11/6	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
20 宮崎県国富町	11/6	ハヤブサ	HPAI	H5N1
21 北海道湧別町	11/7	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
22 鹿児島県出水市	11/10	環境試料(水)	HPAI	H5N1
23 鹿児島県出水市	11/10	環境試料(水)	HPAI	H5N1
24 新潟県新潟市	11/12	コハクチョウ	HPAI	H5N1
25 鹿児島県出水市	11/10	ナベヅル	HPAI	H5N1
26 福岡県北九州市	11/11	キンクロハジロ	HPAI	H5N1
27 群馬県高崎市	11/12	オオタカ	HPAI	H5N1
28 北海道湧別町	11/11	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
29 鹿児島県鹿屋市	11/12	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
30 北海道標茶町	11/12	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
31 北海道浦幌町	11/12	タンチョウ	HPAI	H5N1
32 新潟県新潟市	11/14	ハクチョウ類	HPAI	H5N1
33 福島県矢吹町	11/14	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
34 鹿児島県出水市	11/16	ナベヅル	HPAI	H5N1
35 鹿児島県出水市	11/17	環境試料(水)	HPAI	H5N1
36 鹿児島県出水市	11/18	ナベヅル	HPAI	H5N1
37 鹿児島県出水市	11/19	ナベヅル	HPAI	H5N1
38 鹿児島県出水市	11/20	ナベヅル	HPAI	H5N1
39 北海道旭川市	11/18	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
40 北海道湧別町	11/19	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
41 宮崎県日南市	11/19	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
42 宮崎県日南市	11/21	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
43 鹿児島県出水市	11/21	ナベヅル	HPAI	H5N1
44 鹿児島県出水市	11/24	環境試料(水)	HPAI	H5N1
45 北海道札幌市	11/28	ハシブトガラス	HPAI	H5

※HPAI:高病原性鳥インフルエンザ LPAI:低病原性鳥インフルエンザ

## ○家きん 1道1府6県10事例

地域	疑似患畜 判定日	用途	羽数(約)	亜型
1 北海道白老町	10/22	採卵鶏	45.9万羽	H5N1
2 北海道恵庭市	11/2	採卵鶏	23.6万羽	H5N1
3 新潟県胎内市	11/4	採卵鶏	63万羽	H5N1
4 新潟県胎内市	11/9	採卵鶏	28万羽	H5N1
5 宮崎県日向市	11/22	肉用鶏	4.8万羽	H5N1
6 鳥取県米子市	12/2	肉用鶏	7.5万羽	H5N1
7 兵庫県姫路市	12/16	採卵鶏	24万羽	H5N1
8 岡山県津山市	12/20	採卵鶏	43万羽	H5N1
9 京都府亀岡市	12/24	採卵鶏	28万羽	H5
10 茨城県城里町	12/25	採卵鶏	97万羽	H5

※ 疑似患畜確認時の羽数



# 高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント

## 昨シーズン発生事例の傾向

- 過去に発生した農場での再発事例が確認
- 大規模農場での発生が多数確認
- 家きん農場集中地域で連続的な発生が確認
- 死亡羽数増加を誘導換羽の影響と誤認したこと等により、通報が遅れ、発生が拡大



昨シーズンの発生傾向を踏まえ以下の取組を実施

## 01 塵埃対策の実施

ウイルスに汚染された粉塵、羽毛等（塵埃）によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組を実施する。（令和8年10月1日施行）

フィルター・不織布の設置

細霧装置の設置

入気口の一部閉鎖



等

## 02 再発・密集地域等における発生リスク低減に向けた取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。

（令和8年1月1日施行）

地域内での発生に備えた準備

- ・地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
- ・地域内で発生した際に各農場が塵埃対策を実施できるよう準備

地域一体となった対策の実施

- ・農場周辺の野鳥生息状況等の把握
- ・把握した情報に基づいた周辺環境におけるウイルス低減対策の検討および実施

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例



池の周囲にネットを設置



水抜き

## 03 分割管理導入の検討

- 飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は分割管理の導入に向けて具体的な検討を実施する。
- 分割管理を導入する場合には、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う。

（令和7年10月1日施行）

## 04 誘導換羽中も警戒を徹底

- 誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く行い、少しでも異常を感じた場合には、躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。
- 農場が制限区域内に入った場合には、制限区域が解除されるまでの間は、誘導換羽実施の見合わせ検討を。

## 手当金の減額について

疾病発生農場において、飼養衛生管理基準の不遵守・早期通報違反・虚偽報告等、発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金・特別手当金を減額して交付。発生時の状況について精査し、外部有識者の見解を踏まえて減額率を決定。  
これまでの豚熱発生事例では、減額率は **2%～33%** だが、**減額率に上限はない**。

### 【主な減額理由】

#### ○飼養衛生管理基準違反

- ・衛生管理区域専用の衣服・靴の着用等の交差汚染防止対策**不徹底**
- ・衛生管理区域に乗り入れた車の車内における交差汚染防止対策不徹底
- ・谷の水や井戸水を使用する際の消毒の不徹底
- ・畜舎に出入りする際の手指消毒（手袋交換）の不徹底
- ・家畜の畜舎間移動時の通路の消毒不徹底
- ・畜舎に重機・一輪車等を持ち込む際の消毒の不徹底

#### ○早期通報違反

- ・死亡頭数の増加などの異常が確認されていたにもかかわらず、家畜保健衛生所への通報が遅延

#### ○虚偽報告

- ・早期発見・まん延防止のために家畜保健衛生所が実施する報告徴求の際に、虚偽の報告を実施

## 令和7年10月以降の運用について

高病原性鳥インフルエンザの令和6年シーズンの発生を踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすために策定した鳥インフルエンザ対策パッケージにおいて、**手当金減額率の見直しの方針**を示しました。また、**昨今の高病原性鳥インフルエンザや豚熱において再発事例**が見られています。これらを踏まえ、令和7年10月以降、飼養衛生管理基準の不遵守や早期通報違反について、**発生予防及びまん延防止への影響を考慮し、減額の決定に当たってはメリハリのある評価**を行います。

### 【鳥インフルエンザパッケージ及び昨今の事例を踏まえた主な見直しポイント】

(※令和7年10月以降の発生事例から適用)

#### ○高病原性鳥インフルエンザの特定症状の通報の遅れは、病原体の増殖による伝染病の地域内でのまん延のリスクとなる

- 早期通報の実施状況をより重視**
- 記録の備え付け等**早期通報が果たされれば相対的に重要度の下がる項目については、**比較的影響を小さく勘案**

#### ○高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の再発事例において度重なる飼養衛生管理基準の不遵守がみられる

- 飼養衛生管理基準の連続不遵守項目をより重視**

農林水産省からのご案内

## 電子指示書システム運用開始のお知らせ

2025年4月から、獣医師が発行した指示書を電子で受け取ることができる電子指示書システムの運用が始まりました。

農場ごとの医薬品処方量を可視化<sup>(※1)</sup>することで薬剤耐性菌をはじめとする疾病対策にも有用です。是非ご利用ください。

※1 指示書により処方・投薬された医薬品に限る

利用料無料<sup>※2</sup>

※2 通信料は個人負担となります



指示書を電子化して投薬業務を効率化！

電子指示書による指示書の発行が可能かは、かかりつけの獣医師にご相談ください。

ご不明点は、飼養衛生ポータルセンターまでお問い合わせください。

電話: 050-3501-7060

受付時間: 平日09時30分~17時30分(土日祝日及び年末年始を除く)

担当: 農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課  
薬剤耐性対策班 03-3502-8097

電子指示書システムの利用申請  
をお考えの方はこちら→

農林水産省HP  
(<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuze/vmed-record.html>)

